旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年 12 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①宝トラベル　②第３種旅行業　③石川県知事登録旅行業第３－251号　④鍛治田勝由　石川県加賀市山代温泉北部２丁目１番地の２県営山代住宅３号棟11号室　⑤宝トラベル　石川県加賀市山代温泉北部２丁目１番地の２県営山代住宅３号棟11号室　⑥平成23年１月25日　⑧平成25年11月11日　⑩300万円　⑪石川県知事　⑫石川県加賀市山代温泉北部２丁目１番地の２県営山代住宅３号棟11号室　鍛治田勝由

Ｂ　①有限会社新富士観光　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－343号　④有限会社新富士観光　静岡県富士市中野576－３　代表取締役　佐野久　⑤本社営業所　静岡県富士市中野576－３　⑥平成４年10月21日　⑧平成25年10月21日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県富士市中野576－３　有限会社新富士観光　代表取締役　佐野久

Ｂ　①有限会社ズートスインターナショナル　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－487　④有限会社ズートスインターナショナル　京都府八幡市橋本栗ヶ谷26－129　代表取締役　川端茂　⑤本社営業所　エーピージーエアーサービス　京都市下京区油小路仏光寺上ル風早町566－206　⑥平成13年12月11日　⑧平成25年10月31日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府八幡市橋本栗ヶ谷26－129　有限会社ズートスインターナショナル　代表取締役　川端茂

Ｂ　①合資会社親交観光　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－335号　④合資会社親交観光　福岡県福岡市中央区桜坂１丁目１－１－403　代表社員　亀岡拓二　⑤本社営業所　福岡県福岡市中央区桜坂１丁目１－１－403　⑥昭和45年４月６日　⑧平成25年４月17日　⑩250万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区桜坂１丁目１－１－403　合資会社親交観光　代表社員　亀岡拓二

Ｂ　①元気インターナショナル株式会社　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－550号　④元気インターナショナル株式会社　福岡県福岡市中央区大名１丁目14番22号久保田ビル201　代表取締役　財前晴紀　⑤本社営業所　福岡県福岡市中央区大名１丁目14番22号久保田ビル201　⑥平成14年４月１日　⑧平成25年11月13日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区大名１丁目14番22号久保田ビル201　元気インターナショナル株式会社　代表取締役　財前晴紀

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年 12 月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①トラベルサービス・ヤマダ　②第３種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第３－206号　④山田隆司　山県市中洞394番地２　⑤本社営業所　山県市中洞394番地２　⑥平成10年３月４日　⑦平成25年９月18日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①日本観光社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－684号　④玉那覇有健　和泉市山荘町339番地の107　⑤本社営業所　和泉市山荘町339番地の107　⑥昭和46年11月９日　⑦平成25年11月８日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①富士旅行企画　②第３種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第３－491号　④藤井豊　宍粟市山崎町春安232番地　⑤本社営業所　宍粟市山崎町鹿沢33番地　⑥平成12年３月29日　⑦平成25年10月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①丸勇交通株式会社　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－345号　④丸勇交通株式会社　静岡市清水区高橋五丁目11番40号　代表取締役　杉山和義　⑤本社営業所　静岡市清水区高橋五丁目11番40号　⑥平成４年11月10日　⑦平成25年11月10日　⑧60万円　⑨300万円